

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
ように定める。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例

(周南市情報公開条例の一部改正)

第1条 周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の一部を次のように改正
する。

第7条第1号ウ中「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係
る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利
利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）」を「当
該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に改め、同号の次に次の1
号を加える。

(1)の2 個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名
加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成する
ものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は
行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報か
ら削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規
定する個人識別符号

第7条第5号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改
め、同号イ及びウ中「著しく」を「不当に」に改め、同号エ中「著しく」を削り、

同号に次のように加える。

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第12条第1項中「起算して15日以内」を「14日以内」に改め、同条第2項前段を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。

第13条第1項中「起算して60日以内にそのすべて」を「44日以内にその全て」に改める。

第15条第1項ただし書、第16条第1項及び第17条第2項中「写し」を「写し等」に改める。

第17条の2第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 実施機関が議会の場合 議会

第18条第1項中「市長又は市が設立した地方独立行政法人は、」を削り、「審査請求があったときは」を「、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、」に改め、同条第3項中「市長又は市が設立した地方独立行政法人は、第1項及び前項の規定により諮問をした場合において」を「第1項の規定による諮問をした実施機関は」に改める。

第19条中「市長又は市が設立した地方独立行政法人」を「前条第1項の規定による諮問をした実施機関」に改める。

(周南市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 周南市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年周南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき」を削る。

第2条を次のように改める。

(設置等)

第2条 次に掲げる事務を行うため、周南市情報公開・個人情報保護審査会（以

下「審査会」という。)を置く。

- (1) 周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号。以下「情報公開条例」という。）第18条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
 - (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
 - (3) 周南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年周南市条例第 号）第7条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いに関する事項について意見を述べること。
 - (4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
- 2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度の運営に関する事項又は個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項について、市の機関等（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。第7条第1項中「実施機関又は実施機関が指名する者（以下「実施機関等」という。）」を「市の機関等」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「実施機関等」を「市の機関等」に改める。

第8条第5項中「実施機関等」を「市の機関等」に改める。

（周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正）

第3条 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年周南市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に基づき、周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（以下

「実施機関」という。)が特定個人情報を適正に扱うことについて、番号法その他関係法令に定めるもののほか、個人情報保護条例の特例として」を「第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、番号法で使用する用語の例による。

第3条第1項中「掲げる実施機関」を「掲げる機関」に、「及び実施機関」を「及び市長又は教育委員会」に改め、同条第2項中「実施機関」を「機関」に改め、同条第3項中「実施機関は」を「市長又は教育委員会は」に、「当該実施機関」を「自ら」に改める。

第4条第1項各号中「実施機関」を「機関」に改める。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

(周南市児童クラブ条例の一部改正)

第4条 周南市児童クラブ条例(平成15年周南市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

(周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例(平成16年周南市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

(周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第6条 周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年周南市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(周南市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の周南市情報公開条例（以下「新条例」という。）第7条、第12条及び第13条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。
- 3 新条例第17条の2第1項の規定は、施行日以後の審査請求について適用し、施行日前にされた審査請求については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市情報公開条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以</p>

現行

下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

(2)～(4) (略)

(5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそ

改正案

下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1)の2 個人情報保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(2)～(4) (略)

(5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは

現行	改正案
<p>れ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を<u>著しく</u>害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を<u>著しく</u>阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に<u>著しく</u>支障を及ぼすおそれ</p> <p>(6) (略)</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 開示決定及び不開示決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から<u>起算して15日以内</u>にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 <u>実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、開示請求があった日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。以下次条において同じ。）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。</u>この場合において、実施機関は、開</p>	<p>その発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を<u>不当に</u>害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を<u>不当に</u>阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p><u>オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 開示決定及び不開示決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から<u>14日以内</u>にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。</u>この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を 書面により通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該 開示請求があった日から<u>起算して60日以内</u>にそのすべてにつ いて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が 生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定 にかかわらず、実施機関は、当該開示請求に係る公文書のう ちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの 公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足り る。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する 期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面 により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第15条 公文書の開示は、文書又は図画にあつては閲覧又は写 しの交付により、電磁的記録にあつてはこれらに準ずる方法 としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の 規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公 文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支 障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があ</p>	<p>3 (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該 開示請求があった日から<u>44日以内</u>にその<u>全て</u>について開示決 定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそ れがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわら ず、実施機関は、当該開示請求に係る公文書のうちの相当の 部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書につ いては相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合 において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開 示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知し なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第15条 公文書の開示は、文書又は図画にあつては閲覧又は写 しの交付により、電磁的記録にあつてはこれらに準ずる方法 としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の 規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公 文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支 障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があ</p>

現行	改正案
<p>るときは、当該公文書の<u>写し</u>により、これを行うことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(他の法令との調整)</p> <p>第16条 他の法令等の規定により行政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の<u>写し</u>の交付の手続が定められている場合における当該行政情報の閲覧及び縦覧並びに<u>写し</u>の交付については、当該法令等の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 この条例の規定による公文書の<u>写し</u>の交付を行う場合における当該公文書の<u>写し</u>の作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。ただし、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めた場合は、規則で定めるところにより、当該費用の負担を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第17条の2 実施機関がした開示決定等又は当該実施機関に対する開示請求に係る実施機関の不作为について不服がある者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める実施機関に対して審査請求をすることができる。</p>	<p>るときは、当該公文書の<u>写し等</u>により、これを行うことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(他の法令との調整)</p> <p>第16条 他の法令等の規定により行政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の<u>写し等</u>の交付の手続が定められている場合における当該行政情報の閲覧及び縦覧並びに<u>写し等</u>の交付については、当該法令等の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 この条例の規定による公文書の<u>写し等</u>の交付を行う場合における当該公文書の<u>写し等</u>の作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。ただし、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めた場合は、規則で定めるところにより、当該費用の負担を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第17条の2 実施機関がした開示決定等又は当該実施機関に対する開示請求に係る実施機関の不作为について不服がある者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める実施機関に対して審査請求をすることができる。</p>

現行	改正案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる場合以外の場合 市長</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第18条 <u>市長又は市が設立した地方独立行政法人は、開示決定等又は開示請求に係る実施機関の不作為について審査請求があったときは次の各号のいずれかに該当する場合を除き、周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長又は市が設立した地方独立行政法人は、第1項及び前項の規定により諮問をした場合において、当該諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第19条 <u>市長又は市が設立した地方独立行政法人は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1) <u>実施機関が議会の場合 議会</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる場合以外の場合 市長</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第18条 <u>開示決定等又は開示請求に係る実施機関の不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定による諮問をした実施機関は、当該諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第19条 <u>前条第1項の規定による諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>

周南市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき</u>、周南市情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>市長又は市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>(1) <u>情報公開条例第18条第1項の規定による審査請求に関する事項</u></p> <p>(2) <u>個人情報保護条例第7条及び第8条第3項第6号の規定による個人情報の収集に関する事項</u></p> <p>(3) <u>個人情報保護条例第12条第1項第6号の規定による個人情報の目的外利用又は提供に関する事項</u></p> <p>(4) <u>個人情報保護条例第12条第3項及び第4項の規定によ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、周南市情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 <u>次に掲げる事務を行うため、周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>(1) <u>周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号。以下「情報公開条例」という。）第18条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u></p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u></p> <p>(3) <u>周南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年周南市条例第 号）第7条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いに関する事項について意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個</u></p>

現行	改正案
<p data-bbox="210 244 689 276"><u>るオンライン結合に関する事項</u></p> <p data-bbox="174 379 1120 456">(5) <u>個人情報保護条例第42条第1項の規定による審査請求に関する事項</u></p> <p data-bbox="174 469 1120 545">(6) <u>個人情報保護条例第48条第3項の規定による事業者の公表に関する事項</u></p> <p data-bbox="174 558 1120 679">(7) <u>特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する当該評価書に関する事項</u></p> <p data-bbox="143 692 1120 813">2. <u>前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p data-bbox="188 1190 497 1222">（審査会の調査権限）</p> <p data-bbox="138 1235 1120 1356">第7条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関又は実施機関が指名する者（以下「実施機関等」という。）</u>に対し、公文書の提示を求めることができる。この場合において</p>	<p data-bbox="1214 244 2123 365"><u>個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる</u>こと。</p> <p data-bbox="1146 692 2123 1129">2. <u>前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度の運営に関する事項又は個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項について、市の機関等（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）</u>に意見を述べる<u>こと</u>ができる。</p> <p data-bbox="1191 1190 1500 1222">（審査会の調査権限）</p> <p data-bbox="1142 1235 2123 1356">第7条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>市の機関等</u>に対し、公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示</p>

現行	改正案
<p>は、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 <u>実施機関等</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関等</u>に対し、公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）又は<u>実施機関等</u>（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、<u>実施機関等</u>に意見を述べ、又は鑑定を求め、又は調査をすることができる。</p> <p>（意見の陳述）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、<u>実施機関等</u>に対して、質問をすることができる。</p>	<p>を求めることができない。</p> <p>2 <u>市の機関等</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>市の機関等</u>に対し、公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）又は<u>市の機関等</u>（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、<u>市の機関等</u>に意見を述べ、又は鑑定を求め、又は調査をすることができる。</p> <p>（意見の陳述）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、<u>市の機関等</u>に対して、質問をすることができる。</p>

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、<u>周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）が特定個人情報を適正に扱うことについて、番号法その他関係法令に定めるもののほか、個人情報保護条例の特例として必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。</u></p> <p>(2) <u>特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。</u></p> <p>(3) <u>情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、この条例における用語の意</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、<u>番号法で使用する用語の例による。</u></p>

現行

改正案

義は、特に定めのない限り、番号法並びにこれに基づく命令及び規則並びに個人情報保護条例の用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

(個人番号の利用範囲)

第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる実施機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる実施機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び実施機関が行う番号法別表第2事務の欄に掲げる事務とする。

第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2事務の欄に掲げる事務とする。

2 別表第2機関の欄に掲げる実施機関は、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 別表第2機関の欄に掲げる機関は、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、番号法別表第2事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するもの（同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報をい

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するもの（同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報

現行	改正案
<p>う。以下同じ。)を含む。)を利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>をいう。以下同じ。)を含む。)を利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(特定個人情報の提供)</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p>
<p>第4条 番号法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p>	<p>第4条 番号法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p>
<p>(1) 別表第3情報照会機関の欄に掲げる<u>実施機関</u>が、同表情報提供機関の欄に掲げる他の<u>実施機関</u>に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の<u>実施機関</u>が当該特定個人情報を提供するとき。</p>	<p>(1) 別表第3情報照会機関の欄に掲げる<u>機関</u>が、同表情報提供機関の欄に掲げる他の<u>機関</u>に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の<u>機関</u>が当該特定個人情報を提供するとき。</p>
<p>(2) 番号法別表第2情報照会者の欄に掲げる<u>実施機関</u>が、同表情報提供者の欄に掲げる他の<u>実施機関</u>に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の<u>実施機関</u>が当該特定個人情報を提供するとき。</p>	<p>(2) 番号法別表第2情報照会者の欄に掲げる<u>機関</u>が、同表情報提供者の欄に掲げる他の<u>機関</u>に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の<u>機関</u>が当該特定個人情報を提供するとき。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>(特定個人情報に係る個人情報保護条例の特例)</u></p>	

現行

改正案

第5条 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、個人情報保護条例第12条第1項第1号から第6号まで及び第41条の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のもに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない	当該保有個人情報を自ら利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない（実施機関が自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。）
第35条第1	又は第12条第1項	、周南市行政手続における

現行			改正案
項第1号	の規定に違反して利用されているとき	特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年周南市条例第42号）第5条の規定により読み替えて適用する第12条第1項の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	
第35条第1項第2号	第12条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条	
<p>（情報提供等の記録に係る個人情報保護条例の特例）</p> <p>第6条 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等</p>			

現行

改正案

の記録に関しては、個人情報保護条例第12条第1項第1号から第6号まで、第13条、第33条及び第3章第3節の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のもに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない	当該保有個人情報を自ら利用してはならない
第34条	当該保有個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律

現行

改正案

第27号) 第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。)

(委任)

第7条 (略)

(委任)

第5条 (略)

周南市児童クラブ条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案
<p><u>（個人情報取扱い）</u> <u>第16条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定管理者の役員及び職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>（委任） <u>第17条 （略）</u></p>	<p>（委任） <u>第16条 （略）</u></p>

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例新旧対照表（第5条の改正）

現行	改正案
<p><u>（秘密保持義務）</u> <u>第21条 指定管理者又は施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、市長が定める条例、規則その他の規程などを遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</u></p> <p>（委任） <u>第22条</u> （略）</p>	<p>（委任） <u>第21条</u> （略）</p>

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例新旧対照表（第6条の改正）

現行	改正案
<p><u>（個人情報取扱い）</u> <u>第14条 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号）第11条第2項及び第3項に定める従事者の義務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</u></p> <p>（教育委員会の公の施設への適用） <u>第15条</u> （略）</p> <p>（委任） <u>第16条</u> （略）</p>	<p>（教育委員会の公の施設への適用） <u>第14条</u> （略）</p> <p>（委任） <u>第15条</u> （略）</p>